

○金沢大学図書館委員会規程

(平成16年4月1日規程第145号)

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学附属図書館規程第7条第2項の規定に基づき、金沢大学図書館委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、金沢大学附属図書館に関する次の事項を審議する。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 運営に関する重要な事項
- (3) 人事に関する事項
- (4) 学長が諮問した事項
- (5) 委員が提議した事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
 - (2) 附属図書館副館長
 - (3) 附属図書館医学系分館長
 - (4) 各研究域から選出された教授又は准教授 各1人
 - (5) 各研究科(法学研究科及び教職実践研究科を除く。)を担当する教授又は准教授のうちから選出された者 各1人
 - (6) 国際基幹教育院から選出された教授又は准教授 1人
 - (7) 国際機構から選出された教授又は准教授 1人
 - (8) 情報部長
 - (9) 情報企画課長
 - (10) 情報サービス課長
 - (11) その他委員会が必要と認めた者
- 2 教員の選考について審議する場合は、前項各号に定める者のうち教授(特任教員を含む。)の職にある者に限るものとする。

(任期)

第4条 前条第4号から第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員2人以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員長に事故があるときは、副館長が議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、重要な議事については、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会等)

第7条 委員会に、専門又は特定の事項を審議するため、作業部会等を置くことができる。

(議事録)

第8条 委員会には議事録を備え、次の事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議事の要項

2 議事録は、次回の委員会で確認を得なければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、情報部情報企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 8 日から施行する。